

令和 3 年度

財政援助団体等監査報告書

日 南 市 監 査 委 員

日 監 発 第 4 2 号
令和 4 年 3 月 1 5 日

日 南 市 長 高橋 透 様
日南市議会議長 濱中 武紀 様

日南市監査委員 渡邊 秀美

日南市監査委員 川口 和也

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 3 年度財政援助団体等の監査を次のとおり実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の範囲	1
第 5	監査の方法及び着眼点	1
第 6	監査の結果及び意見	2
1	財政援助団体	3
2	公の施設の指定管理者	5

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

財政援助団体等の名称	区分	指定管理施設の名称	所管部局
日南市高齢者クラブ 連合会	財政援助団体	—	健康福祉部 長寿課
T J グループ	指定管理者	日南市体育施設 (北郷エリア)	産業経済部 観光・スポーツ課

第3 監査の期間

令和4年1月14日から令和4年3月3日まで

第4 監査の範囲

令和2年度の出納その他の事務の執行を監査の対象とした。ただし、必要に応じ令和元年度以前の分も対象とした。

第5 監査の方法及び着眼点

所管部局及び財政援助団体等の出納その他の事務の執行が、条例及び規則等により適正に処理されているかについて、以下の着眼点に基づき監査を実施した。

実施の内容は、提出された関係書類等の審査を行うとともに、必要に応じ関係職員からの説明を聴取する方法により行った。

1 財政援助団体について

- (1) 補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適正に行われているか。
- (7) 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要はないか。

2 公の施設の指定管理者について

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (7) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (8) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (9) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

第6 監査の結果及び意見

今回の監査は、日南市監査基準、令和3年度監査基本計画及び令和3年度財政援助団体等監査の基本方針に基づき実施した。

前述の監査の着眼点に留意し監査を行ったところ、概ね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、一部において、改善又は検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられるとともに、今後の事務処理においても万全を期して臨みたい。

以下、監査結果に関する意見を順次記述する。

なお、軽微な事務上の誤り等については、口頭で改善を要望したので記述を省略する。

1 財政援助団体

(1) 財政援助団体の名称

日南市高齢者クラブ連合会

(2) 設立目的

老人福祉法の趣旨に基づき、単位高齢者クラブの連絡調整を図り、老人福祉思想の啓発宣伝に努め、関係行政機関及び諸団体との連携を密にし、もって老人福祉の増進及び明るい社会づくりに奉仕することを目的とする。

(3) 活動の内容

- ① 単位高齢者クラブの連絡及び交流活動
- ② 社会奉仕活動
- ③ 教養講座開催等
- ④ 健康増進活動
- ⑤ レクリエーション活動
- ⑥ その他連合会の目的達成に必要な活動

(4) 組織（令和2年4月現在）

- ① 会員数：2,695名、単位高齢者クラブ数：71クラブ
- ② 役員等
会長1名、副会長3名、理事10名、監事2名

(5) 会員数及びクラブ数の推移

令和2年度から過去5年の会員数及び単位高齢者クラブ数の推移

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数（人）		2,890	2,858	2,817	2,795	2,695
クラブ数（団体）		68	70	71	72	71
対前年度比	会員数	11	△ 32	△ 41	△ 22	△ 100
	クラブ数	0	2	1	1	△ 1

(6) 財政援助額

令和2年度高齢者クラブ活動助成事業費補助金 5,858,000 円

(7) 所管部局 健康福祉部 長寿課

(8) 収支の状況

令和2年度及び元年度の収支

(単位：円)

区 分		令和2年度 決算額 (A)	令和元年度 決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)
収入	会費	1,420,000	1,420,000	0
	補助金	6,255,000	6,193,000	62,000
	日南市	5,858,000	5,864,000	△ 6,000
	社会福祉協議会	397,000	329,000	68,000
	雑収入	368,136	465,563	△ 97,427
	繰越金	538,282	285,079	253,203
	合計①	8,581,418	8,363,642	217,776
支出	運営費	3,879,728	3,989,922	△ 110,194
	会議費	385,799	498,004	△ 112,205
	事務諸費	705,132	651,584	53,548
	賃金	2,003,208	1,921,562	81,646
	その他運営費	785,589	918,772	△ 133,183
	活動費	3,976,154	3,755,438	220,716
	教養費・健康費	555,614	340,428	215,186
	クラブ活動費	3,408,000	3,408,000	0
	その他活動費	12,540	7,010	5,530
	繰出し金	80,000	80,000	0
	合計②	7,935,882	7,825,360	110,522
収支 ①－②		645,536	538,282	107,254

(9) 監査結果による意見等

① 高齢者クラブ活動について

高齢者クラブは、高齢者の孤立を防ぎ、相互に支えあう豊かな地域社会づくりを実現するために、なくてはならない組織として位置づけられている。

近年、就労年齢の高齢化、高齢者のライフスタイルの多様化等の影響もあり、全国的にクラブ会員は減少している状況であるが、高齢化がますます進む中で、クラブの存在は、地域コミュニティを維持する上で極めて重要である。

本市高齢者クラブ連合会でも会員減少に歯止めをかけるため、クラブの解散防止や会員拡大に向けて、様々な活動に全力で取り組まれている。

高齢者の健康づくり、生きがいつくり、社会奉仕活動を推進するためにも、高齢者クラブ活動のより一層の活性化を図り、クラブの存在意義や役割を地域に広め、誰もが参加したくなるような魅力あるクラブ運営と会員拡大に努められたい。

② 補助金交付事務について

所管部局において、補助金交付事務に係る申請書や通知書が所定の場所に保管されていない状況があったので、確認のうえ適切な文書管理に努められたい。

2 公の施設の指定管理者

(1) 公の施設 日南市体育施設（北郷エリア）

(2) 施設の概要

① 大藤河川公園

ア 多目的芝生広場

イ パークゴルフ場

② 日南市立北郷体育館（さくらアリーナ）

③ 北郷坂元球場

④ 北郷多目的運動公園

(3) 施設の利用状況

① 令和2年度及び元年度の利用状況

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
	(A)	(B)	(A)－(B)
利用人数（人）	41,870	76,648	△ 34,778
利用料金（円）	3,411,989	4,335,260	△ 923,271

② 令和2年度 主な施設の利用状況

施設	利用人数（人）	利用料金（円）
北郷体育館（アリーナ）	18,793	981,650
北郷体育館（トレーニングルーム）	3,607	364,400
大藤多目的芝生広場	3,279	135,935
大藤パークゴルフ場	7,071	1,787,970
多目的運動公園	4,289	63,860

(4) 指定管理者 T J グループ

代表構成員 太陽ビル管理 有限会社

構成員 株式会社 ジェイレック

(5) 指定期間 令和2年度から令和6年度まで5年間

(6) 指定管理料の状況

令和2年度の指定管理料 17,700,000円

(7) 所管部局 産業経済部 観光・スポーツ課

(8) 管理業務

- ① 体育施設の貸出に関する業務
- ② 体育施設等の維持及び保全に関する業務
- ③ 体育施設の管理運営に関して市が必要と認める業務

(9) 運営状況

令和2年度及び元年度の収支

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和元年度	比較増減
		決算額(A)	決算額(B)	(A)－(B)
収 入	指定管理料	17,700,000	17,505,000	195,000
	施設利用料金	3,415,269	4,335,260	△ 919,991
	その他	542,009	671,755	△ 129,746
	合計①	21,657,278	22,512,015	△ 854,737
支 出	人件費	7,694,414	6,525,731	1,168,683
	維持管理費	12,759,947	14,675,872	△ 1,915,925
	事務費	597,061	299,685	297,376
	その他	510,682	247,760	262,922
	合計②	21,562,104	21,749,048	△ 186,944
収支 ①－②		95,174	762,967	△ 667,793

(10) 監査結果による意見等

① 業務報告書について

指定管理者の年間業務報告書及び月次報告書については、基本協定書等に基づき期限内に適正に提出されていた。なお、コロナ禍により利用料金収入が減少している状況であるが、感染症対策を徹底した上で取り組める事業の充実や、コロナ後の利用者増加へつながる取り組みを検討されたい。

所管部局において、提出された月次報告書の確認不足や、報告に対する対応状況が明確でない事案が見受けられた。報告書の内容を十分精査するとともに、適宜、施設の状況を確認し、不具合等はその緊急性を踏まえ指定管理者と協議し計画的に対応されるなど、安全で安心して利用できる適切な施設の維持管理に努められたい。

② 管理施設の改修、備品等の扱いについて

基本協定書において、管理施設の改修、修繕については、小規模な一定金額未満のものは指定管理者の自己費用とされている。しかしながら、費用負担の限度額や詳細な内容が明記されていないため、特別な事項等については、双方で十分に協議し対応されたい。

また、備品等について、施設の備品がどのような取扱いなのか明記されていないため、区分を明確にし、適切な備品等の管理に努められたい。